

～給与所得担当者向け～
定額減税セミナー



A new era

アネーラ税理士法人

Anera Tax Corporation

目次

項目	ページ	項目	ページ
1. 定額減税とは		3. 月次減税事務	
定額減税	2	給与等支払時から控除	21
減税対象一覧	3	控除額の計算例	23
減税額の限度額のイメージ	3	各人別控除事績簿	26
実施時期	4	控除後の事務	27
定額減税対象者	4		
控除しきれなかった場合	5	4. 年調減税事務	
減税を行う方法	6	定額減税の対象者	29
スケジュール	7	年調減税額の計算	29
		必要書類	30
2. 事前準備		年調減税額の控除	31
対象者確認	8	源泉徴収票への記載	32
従業員へ周知	11		
控除額の確定	14	5. アネーラ税理士法人について	38
システム確認	18		

1 定額減税とは

◆定額減税

定額減税とは、令和6年6月以後の**所得税と個人住民税**の一定額を減額する制度です。

背景として、物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための一時的な措置として、令和5年11月2日閣議の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で実施が決定しました。

1人あたり4万円程、本来納める税金より減額となり、減額された税金の分だけ、手取り額が増えるイメージです。

1 定額減税とは

◆ 減税対象一覧

減税対象	種別	減税額
所得税	本人	3万円
	同一生計配偶者	3万円
	扶養親族	3万円/人
個人住民税	本人	1万円
	同一生計配偶者	1万円
	扶養親族	1万円/人

◆ 減税額の限度額のイメージ

●所得税：3万円 × (本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)

●住民税：1万円 × (本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)

※住民税の特別徴収(給与から差し引かれる場合)の方は、6月は**徴収を行わず**、7月より減税額控除後の住民税を**11ヶ月に応じて徴収**していきます。詳しくは、住民税決定通知書をご確認ください。

1 定額減税とは

◆ 実施時期

		実施時期等	
所得税	給与受給者	令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等(賞与等含む)から順次実施	
	年金受給者	令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等から順次実施	
	個人事業主	予定納税対象者	それ以外の方
令和6年の第1期分予定納付額(7月)から実施(本人分のみ控除)		確定申告時に減税	
住民税	令和6年分の住民税の支払時より減額		

◆ 定額減税対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合は、2,000万円以下※)である方が該当します。

※23歳未満の扶養親族等がいる場合は、給与収入が2,015万円以下

1 定額減税とは

◆ 控除しきれなかった場合

① 年末調整または確定申告での調整

給与所得者の場合には、6月支給給与より順次減額を行いますが、それでも控除しきれなかった場合には、年末調整または、確定申告時に調整を行います。



② 休職等や①で控除しきれなかった場合

休職等で年末調整または確定申告の対象とならない方、もしくは、年末調整または、確定申告で控除しきれない場合につきましては、お住いの市区町村より減額しきれないと見込まれる差額につき1万円単位で給付されます。



1 定額減税とは

◆ 減額を行う方法（給与所得者の場合）

給与所得者の場合の減額方法としましては、以下の2つの方法で減額をおこなっていきます。

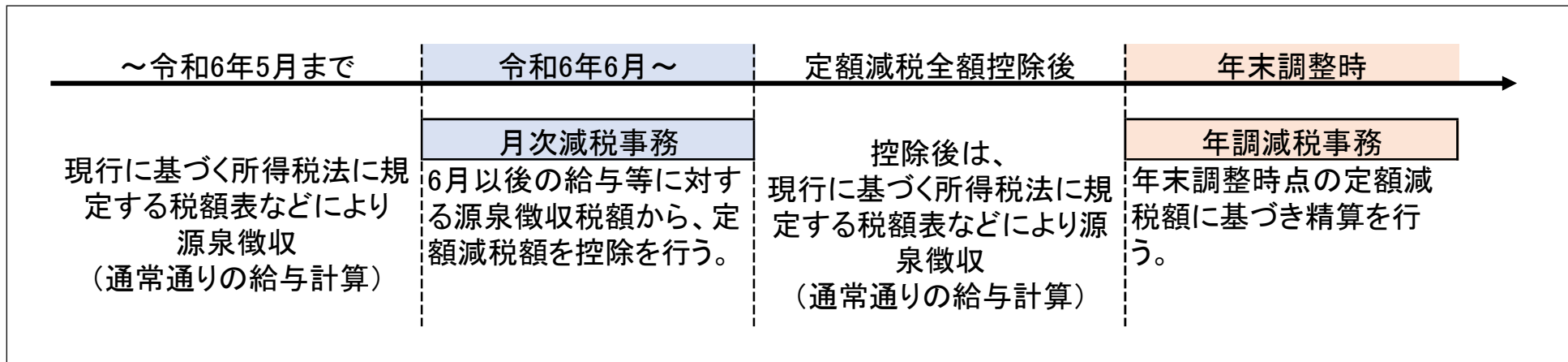
① 月次減税事務

令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から減額を行う事務作業です。

※各月の給与計算時に減額調整を行い、限度額まで毎月手取り額が増えるイメージです。

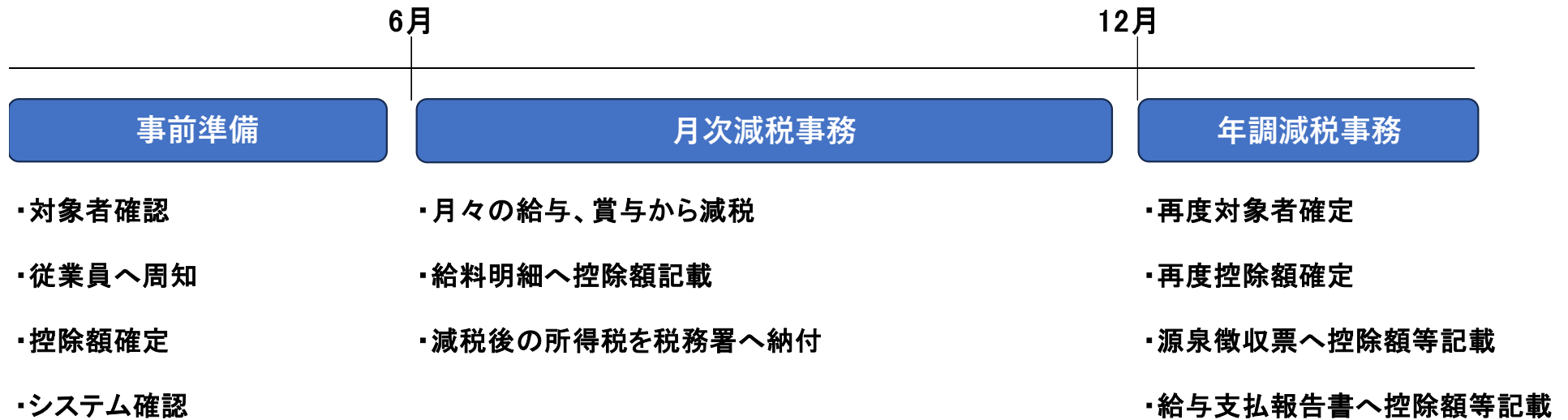
② 年調減税事務

年末調整時に源泉徴収税額から減額を行う事務作業です。



1 定額減税とは

◆ スケジュール



2 事前準備～対象者確認～

◆対象者確認

① 月次減税の場合

令和6年6月1日現在勤務している方(基準日在職者)で給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の**甲欄**が適用される**居住者**(扶養控除等申告書を提出している場合に限る。)が該当します。

※ただし、乙欄(2箇所目の給与:副業等)または丙欄(日雇い給与)が適用される居住者や令和6年6月2日以後に雇用された方は対象となりません。(年末調整又は確定申告時に精算)

(一) 月額表 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一(令和2年3月31日財務省告示第81号改正)) (~166,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額
円 88,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200

(一) 日額表

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		丙
以 上	未 満	
円 2,900	円未満	税 額 円 0
2,900	2,950	0
2,950	3,000	0
3,000	3,050	0
3,050	3,100	0

② 居住者

国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人を指し、1年以上在留許可されている留学生等は居住者に該当します。

2 事前準備～対象者確認～

③対象者まとめ

月次減税の対象となるか		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
○	正社員A 1月以前から勤務	勤務											
○	正社員B 4月入社				勤務								
×	正社員C 7月入社								勤務				
×	正社員D 非居住者	外国勤務											
×	正社員E 乙蘭	勤務											
×	日雇いF 丙欄	勤務											
○	社員G 年収2,000万円以上	勤務											
○	社員H 年金受給あり	勤務											
○	社員I 8月まで休職	在籍						勤務					
		休職						勤務					
7月まで→○ 10月から→×	社員J 7月退職、10月再就職	勤務						退職			再就職		

2 事前準備～対象者確認～

(参考)国税庁「令和6年度所得税の定額減税Q & A」より一部抜粋

▶ 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税

問 厚生労働大臣等から公的年金等の支払を受ける人は、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けますが、その人についてもその主たる給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けるのですか。

A. 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることとなります。なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

▶ 給与所得者における定額減税の適用選択権の有無

問 給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか。

A. 令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

2 事前準備～従業員へ周知～

◆従業員へ周知

① 従業員へ周知及び扶養親族等の確認

対象となる従業員へ「定額減税制度」の通知および「扶養親族等」の最終確認を行います。

基本的には、扶養控除等申告書により控除額を計算しますが、記載漏れや扶養親族の異動の恐れがありますので、以下の案内文書をご活用ください。

年 月 日

従業員各位

総務部

定額減税の対象となる扶養親族等の確認について

日々のお仕事お疲れ様です。周知のとおり、令和6年は定額減税が実施されます。皆様の給与等に係る所得税についても、6月より給与等の源泉徴収にて減税分の控除（以下、月次減税）を行い、令和6年の年末調整等にて減税額の最終調整を行います。

定額減税は一定のご家族も対象となるため、その人数の把握が必要となります。現在、「扶養控除等申告書」等により、皆様のご家族の状況の確認を行っています。つきましては、以下に該当する場合は、 月 日までに総務部までご連絡ください。

記

1. 扶養控除等申告書に記載のある、16歳未満のご家族について

「16歳未満の扶養親族」欄に記載されたご家族について、他の方（ご主人あるいは奥様等）の扶養親族として定額減税を受けられる場合

同じご家族について重複して定額減税を受けることはできません。

2. 扶養控除等申告書の記載内容に変更が生じたご家族について

新たに扶養に入った、扶養から外れた等、扶養控除等申告書の記載内容に変更が生じたご家族がいる場合

給与等に係る所得税の計算にも影響する場合がありますので、扶養控除等申告書を修正していただく必要があります。

3. 扶養控除等申告書に記載のないご家族[※]について

扶養控除等申告書に記載されていないご家族について、月次減税を希望される場合

※ 合計所得金額が900万円を超える見込みのため、扶養控除等申告書に配偶者について記載していない場合：その配偶者の合計所得金額が48万円以下で、日本にお住まいであれば、定額減税の対象となります。

事前に所定の申告書を提出することで、月次減税で控除を受けることもできます。

以上

2 事前準備～従業員へ周知～

②「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の回収

前項の案内文書にて、3. に該当する場合で、月次減税控除額の計算に反映させることを希望する従業員がいる場合は、「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出してもらう必要があります。

(想定されるケース)

- ・合計所得金額が900万円を超える見込みだったため、配偶者控除の適用がないものとして扶養控除等申告書に記載していなかった。
- ・扶養控除異動申告書を提出した後に、新しく子どもが生まれた。

2 事前準備～従業員へ周知～

(参考)「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ)	
	給与の支払者の 法人番号	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	



～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

<input type="checkbox"/>	<p>【源泉徴収に係る申告書として使用】 …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【年末調整に係る申告書として使用】 …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。)</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明 昭 ・ ・ 大 平		<input type="checkbox"/>	円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1			明 平 大・令 昭		<input type="checkbox"/>	円
2			明 平 大・令 昭		<input type="checkbox"/>	円
3			明 平 大・令 昭		<input type="checkbox"/>	円

2 事前準備～控除額確定～

◆控除額の確定

従業員より提出された「扶養控除等申告書」「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」をもとに定額減税の対象となる配偶者、扶養親族を確認し、各従業員の控除額を確定させます。

①定額減税の対象者となる配偶者

配偶者が、同一生計配偶者であれば要件を満たします。

同一生計配偶者(定額減税の対象となる配偶者)

→納税者本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下(給与収入103万円以下)の方

納税者本人・・・所得要件なし

配偶者・・・合計所得金額48万円以下

△配偶者控除、配偶者特別控除の適用がある配偶者と要件が異なりますのでご注意ください。

(参考)配偶者控除または特別配偶者控除対象となる配偶者

源泉控除対象配偶者

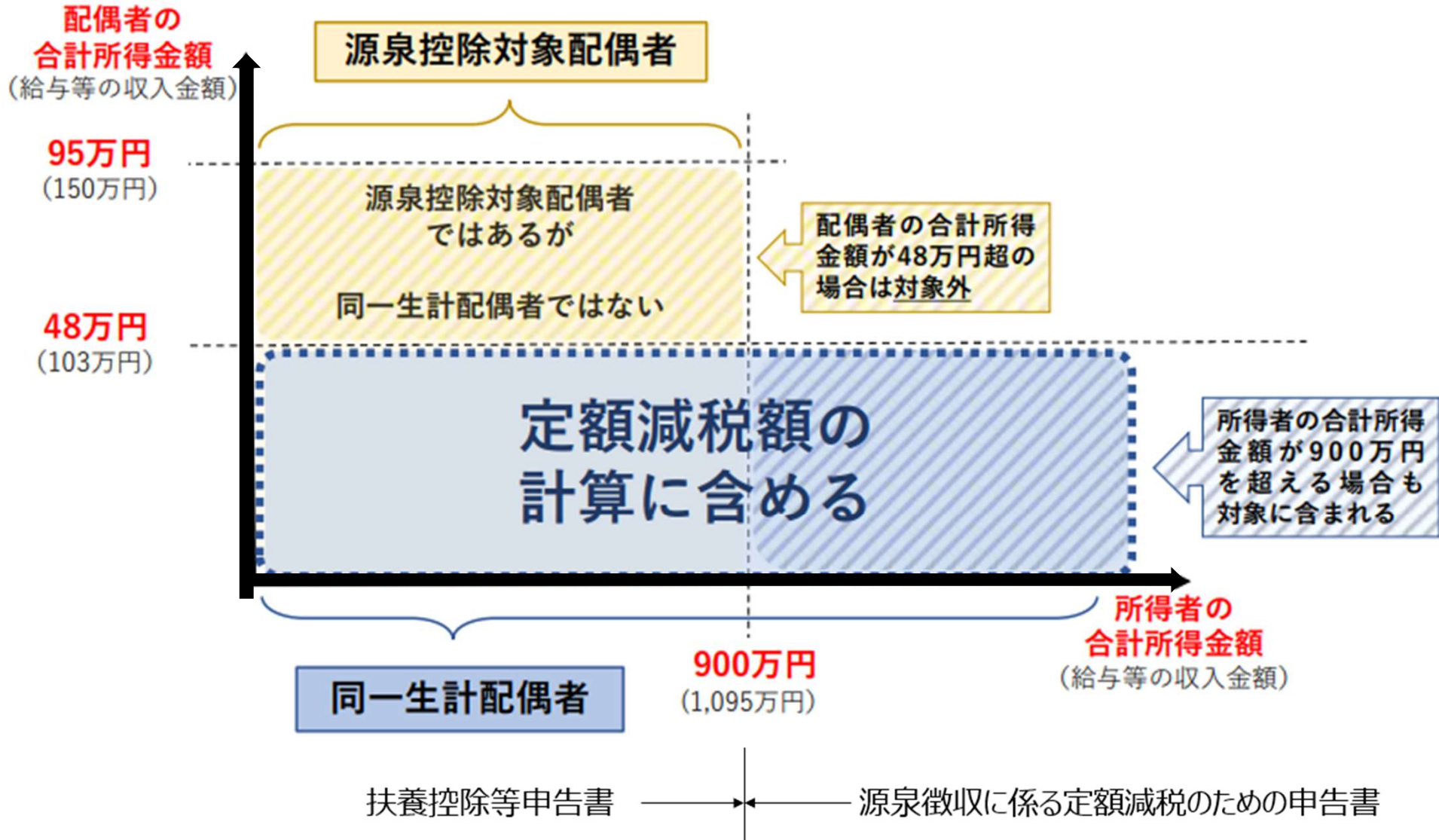
→合計所得金額が900万円以下の納税者本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方

納税者本人:合計所得金額900万円以下

配偶者 :合計所得金額95万円以下

2 事前準備～控除額確定～

<同一生計配偶者の範囲と確認書類>



2 事前準備～控除額確定～

②定額減税の対象者となる扶養親族

扶養親族とは、納税者本人と生計を一にする次のうち、合計所得金額が48万円以下の方を指します。

- 納税者本人の配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）
- 里親に委託された児童
- 養護受託者に委託された老人

定額減税の対象となる扶養親族は年齢の制限はありません。また国外に居住している場合は含みません。

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

主たる給与から控除を受ける	控除対象扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以前生)	1		2		3		4	
		氏名	生年月日	氏名	生年月日	氏名	生年月日	氏名	生年月日
		明・大昭・平	・	明・大昭・平	・	明・大昭・平	・	明・大昭・平	・

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	おなごの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族該当する場合はIDを付けてください。	令和6年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
1				平・令			円	
2				平・令			円	

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

○扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1		明・大昭・令	・		<input type="checkbox"/>	円

2 事前準備～控除額確定～

(参考)国税庁「令和6年度所得税の定額減税Q & A」より一部抜粋

▶ 基準日の前に死亡した扶養親族に係る月次減税

問 令和6年1月1日の時点で扶養親族であった親族が、令和6年5月に亡くなったのですが、この親族は月次減税額の計算に含めますか。

A. 令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに死亡した令和6年分の扶養親族についても、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、月次減税額の計算に含めることとされています。

▶ 扶養親族の人数が変更になった場合

問 令和6年7月以降に扶養親族の数が変わる場合は、月次減税額も変わるようになりますか。

A. 月次減税額は、最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。したがって、例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されることになります。

2 事前準備～システム確認～

◆システム確認

お使いの給与計算ソフトについて対応時期、機能アップ内容をご確認ください。

以下、対応ソフトの時期、機能について一部抜粋しております。

【給与奉行クラウド】

- ・5月中旬に対応予定
- ・機能

「社員情報」をもとに、定額減税対象者の抽出、定額減税額を加味した給与処理等を、サービス上で完結できるように機能アップを予定。

【free(フリー)人事労務】

- ・5月中に対応予定
- ・機能

①対象者の抽出

2024年6月1日時点の対象となる従業員を自動で抽出。

②対象金額の算出

2024年6月1日時点で対象となる従業員とその家族の情報を元に自動で対象金額を算出。

③給与(賞与)への定額減税額の反映

算出した金額を2024年6月以降に支払う給与・賞与の所得税へ反映することが可能。

④書類の出力

定額減税額が反映された給与・賞与明細および各種書類をfree人事労務から出力することが可能。

2 事前準備～システム確認～

【マネーフォワードクラウド給与】

- ・5月中に対応機能を提供予定
- ・機能
 - ①控除対象者の抽出
定額減税の対象となる従業員を自動で抽出。
 - ②定額減税額の算出
登録されている家族の情報を元に対象金額を自動で算出。
 - ③給与・賞与計算から所得税額の控除
法定要件に沿って、2024年6月以降に支払う給与・賞与の所得税からの控除が可能。
 - ④帳票の出力
定額減税を反映した給与・賞与明細など各種帳票を出力。

【弥生給与】

- ・5月中に対応予定
- ・機能
 - ①定額減税対象者の判定
 - ②家族情報の登録内容を基にした定額減税額の算出・管理
 - ③定額減税額を反映した給与(賞与)所得税額の算出
 - ④定額減税額の給与(賞与)明細書への記載(対応製品: 弥生給与24+クラウド・やよいの給与計算24+クラウド・弥生給与Next・やよいの給与明細Next)
 - ⑤定額減税額を反映した年調年税額の算出(弥生給与Nextは対応○、やよいの給与明細Nextは対応×)

2 事前準備～システム確認～

【PCAクラウド給与】

- ・所得税における定額減税の対応
 - ①月次減税事務…2024年5月16日に対応予定
 - ②年調減税事務…2024年年末調整プログラムでの対応

【MJS給与】

- ・5月下旬対応予定
- ・機能
 - ①定額減税の算出(月次減税額・定額減税の計算対象人数)、各人別控除事績簿の出力
 - ②明細書印刷(控除される減税額の印字)

3 月次減税事務

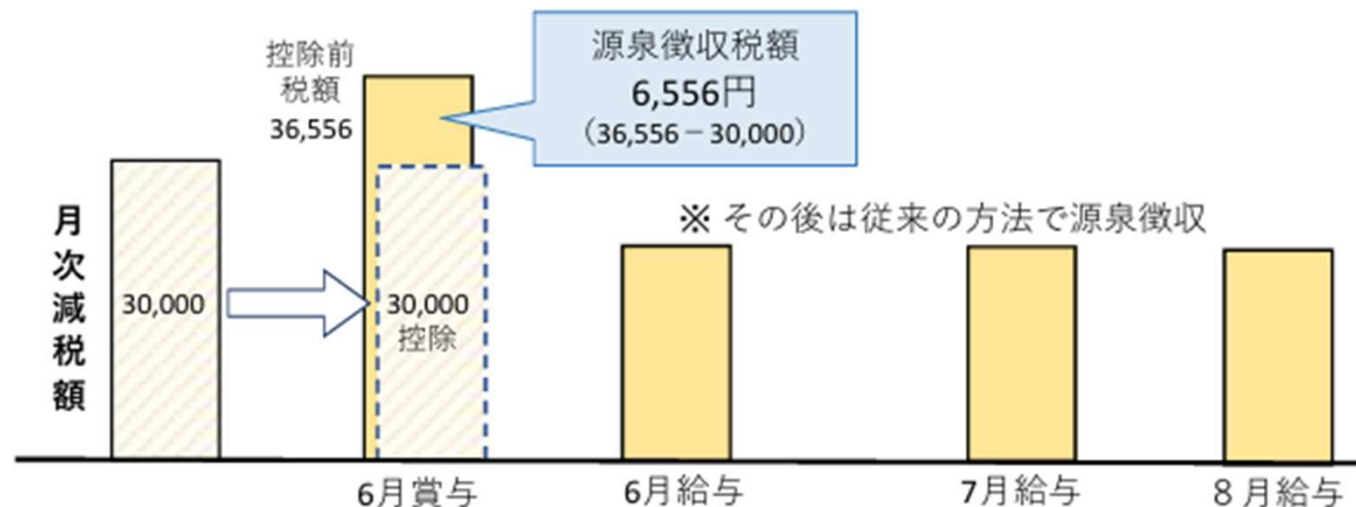
◆給与等支払時から控除

令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて控除前税額(源泉徴収税額表より計算した所得税額)から順次月次減税額を控除します。

①月次減税額 ≤ 控除前税額

月次減税額の全額が控除できますので、控除前税額から月次減税額を控除した差額が実際に源泉徴収する税額となります。そして、その差額となる税額を源泉徴収して、この人に対する月次減税事務が終了します(差額が0円の場合は実際に源泉徴収する税額はないことになります。)

〔計算例〕



【出典: 国税庁「令和6年分所得税の定額減税のしかた」より】

3 月次減税事務

②月次減税額 > 控除前税額

イ 初回の給与等の支払時における控除の方法

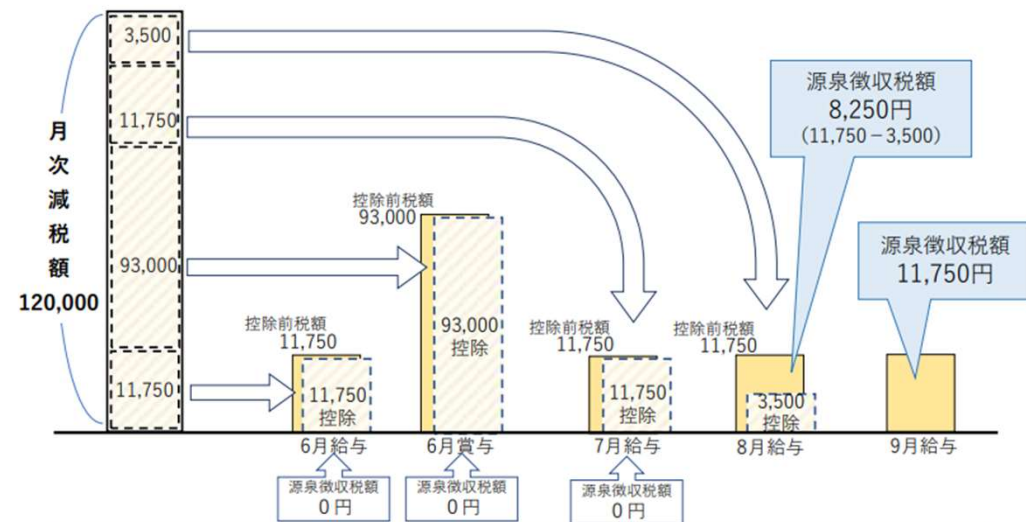
この場合には、月次減税額の一部については控除しきれませんので、控除前税額から同額の月次減税額を控除することになり、実際に源泉徴収する税額はないこと(0円)になります。

ロ 二回目以降の給与等の支払時における控除の方法

二回目以降の給与等の支払時においては、イの方法で控除しきれなかった部分の金額を限度として、その控除しきれない金額がなくなるまで、以後支払う令和6年分の給与や賞与に係る控除前税額から、上記イに準じて順次控除することになります。

【出典：国税庁

「令和6年分所得税の定額減税のしかた」より】



この事例では、月次減税額（120,000円）が最初に支払う6月給与の控除前税額（11,750円）を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、順次控除します。
9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

3 月次減税事務

◆ 控除額の計算例

例1: 本人のみ(配偶者無し・扶養0人)

月 収: 520,000

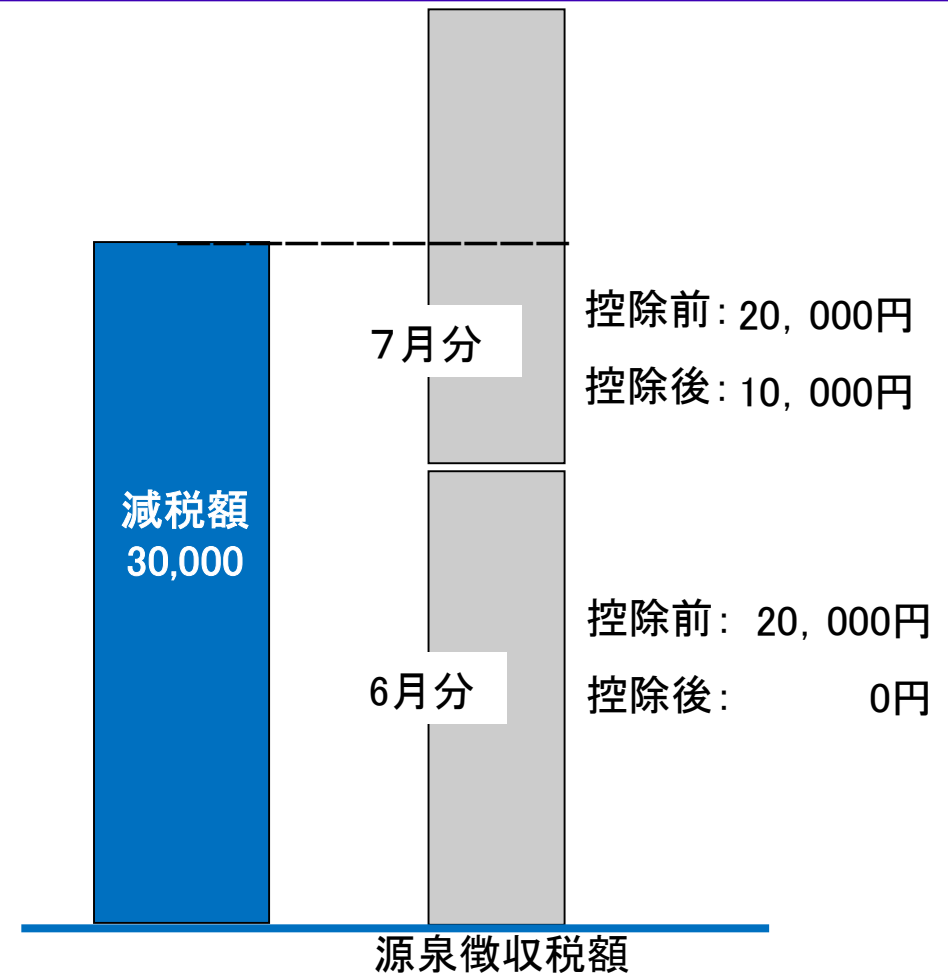
社会保険料: △70,000

源泉所得税: △20,000

この方の場合は配偶者がおらず、扶養もいないため減税額の計算式が

$$30,000 \times 1人 = 30,000$$

このようになるため源泉所得税から減額する額は3万円となります。



6月の源泉所得税で控除しきれない額は翌月に繰り越すことができるので残りの10,000円は7月分から控除することになります。

3 月次減税事務

◆ 控除額の計算例

例2: 配偶者あり、扶養1人

月 収: 620,000

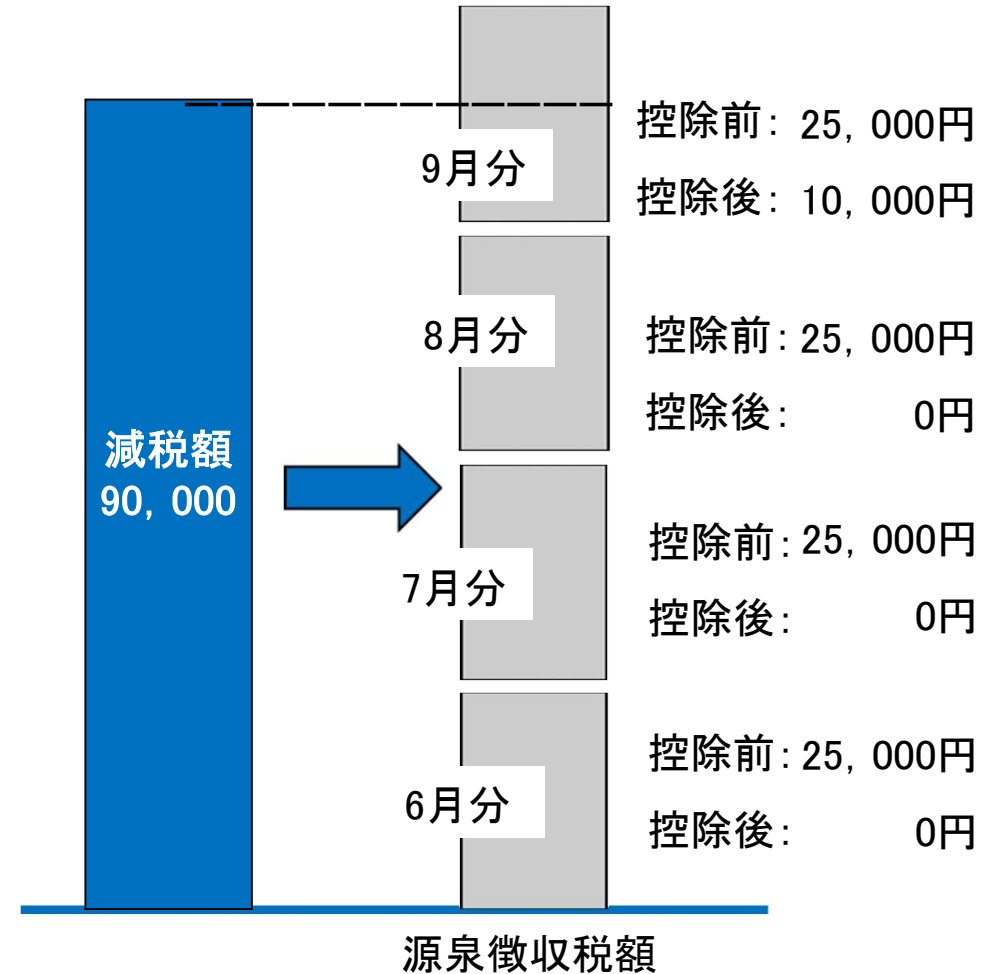
社会保険料: △110,000

源泉所得税: △25,000

この方は配偶者がおり、扶養も1人
いるので減税額の計算式が

$$30,000 \times 3人 = 90,000$$

このようになるので源泉所得税から
減額される金額は9万円となります。



6月、7月、8月の源泉所得税は0円となり
9月の源泉所得税は10,000円となります。

3 月次減税事務

(参考)国税庁「令和6年度所得税の定額減税Q & A」より一部抜粋

▶ 未払給与(令和5年分)に係る月次減税

問 令和5年12月分の給与のうち、未払となっていた部分を令和6年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか。

A. 月次減税額は、令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。したがって、設問のような源泉徴収税額(令和5年分の所得税)から控除することはできません。

▶ 未払給与(令和6年分)に係る月次減税

問 令和6年5月分の給与のうち、未払となっていた部分を同年7月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか。

A. 月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。

したがって、令和6年分の未払給与が6月以後に支払われることとなったときは、その控除前税額から月次減税額を控除することになります。

3 月次減税事務

◆ 各人別控除事績簿の作成

月次減額事務においては、

・基準日在職者の各人別の月次減税額

・各月の控除額等を管理しないといけません。

源泉徴収事務の便宜のため、国税庁HPにおいて「各人別控除事績簿」が掲載されています。

各人別控除事績簿

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除												備考	
			令和6年 月 日			令和6年 月 日			令和6年 月 日			令和6年 月 日				
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額 (受給者本人+①の人数) × 30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金額 ④	控除しきれ ない 金額 (②-④) ⑤	控除前 税額 ⑥	⑤のうち ⑥から 控除した 金額 ⑦	控除しきれ ない 金額 (⑤-⑦) ⑧	控除前 税額 ⑨	⑧のうち ⑨から 控除した 金額 ⑩	控除しきれ ない 金額 (⑧-⑩) ⑪	控除前 税額 ⑫	⑪のうち ⑫から 控除した 金額 ⑬	控除しきれ ない 金額 (⑪-⑬) ⑭		

※作成は任意ですので作成しなくても問題ありません。

3 月次減税事務

◆ 控除後の事務

① 給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払者が月次減税の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員の方へ交付する

給与支払明細書の適宜の箇所に、

月次減税額のうち実際に控除した金額を

「定額減税額(所得税) ×××円」または

「定額減税 ××円」などと表示します。

② 納付書の記載と納付等

給与の支払者は、各月の月次減税事務の終了後、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。

この場合、納付書には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額(その給与等から源泉徴収すべき税額)」を集計し、その金額を記入します。

なお、月次減税により納付額が「0」となった場合でもその納付書を必ず所轄税務署に提出しないとけません。

給与支払明細書

給与金額	×××	円
源泉徴収税額	×××	円
	.	
	.	
	.	
	.	
	.	
定額減税額 (所得税)	×××	円

3 月次減税事務

〔記載例〕 <納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）>

国税 収納定額資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) 1234567890

32309 06 000△△△△△ (110) 00123456

俸給・給料等 (01)	060625	38	8990000	9700
専任役員等の特給 (02)	060610	31	10755000	22998
日雇労働者の賃金 (03)				
退職手当等 (04)				
総務士等の報酬 (05)	060628	1	70000	7147
役員賞与 (06)				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分 0606

本税 39845

延滞税

合計額 ¥39845

住所 (〒) △△市〇〇町4-5-6
〇〇〇〇 株式会社

証券受領 印 印

印 (領収年月日及び領収者の名)

〇 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。
あて先

〇 この用紙は普通紙で印刷しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

互換の合計額を掲載しました。

各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。

【出典：国税庁「令和6年分所得税の定額減税のしかた」より】

4 年調減税事務

◆定額減税の対象者

① 年調減税の場合

令和6年分の年末調整時に扶養控除等申告書を提出している方、年の途中で年末調整の対象となる一定の方(海外転勤により非居住者となった方、死亡により退職した方など)が該当します。

※ただし、令和6年度の給与収入が2,000万円を超える方(年末調整の対象とならない方)、合計所得金額が1,805万円(所得制限)を超える方は対象となりません。

◆年調減税額の計算

年調減税額の計算は、基本的には月次と同じです。

4 年調減税事務

◆ 必要書類

扶養控除等申告書を提出している場合は特に必要ありません。

ただし、**扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族については、最初の月次減税事務を行うときまでに**

『源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書』

を提出しないとけません。

こちらの資料についても
国税庁のHPにて
掲載してあります。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)		

記載のしかたはこちら
二次元コード

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者には提出することはできません。

【源泉徴収に係る申告書として使用】 …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

- ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
- ※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

【年末調整に係る申告書として使用】 …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

- ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
- ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用形式)を使用してください。
- ※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明 期 ・ 大 平		□	円

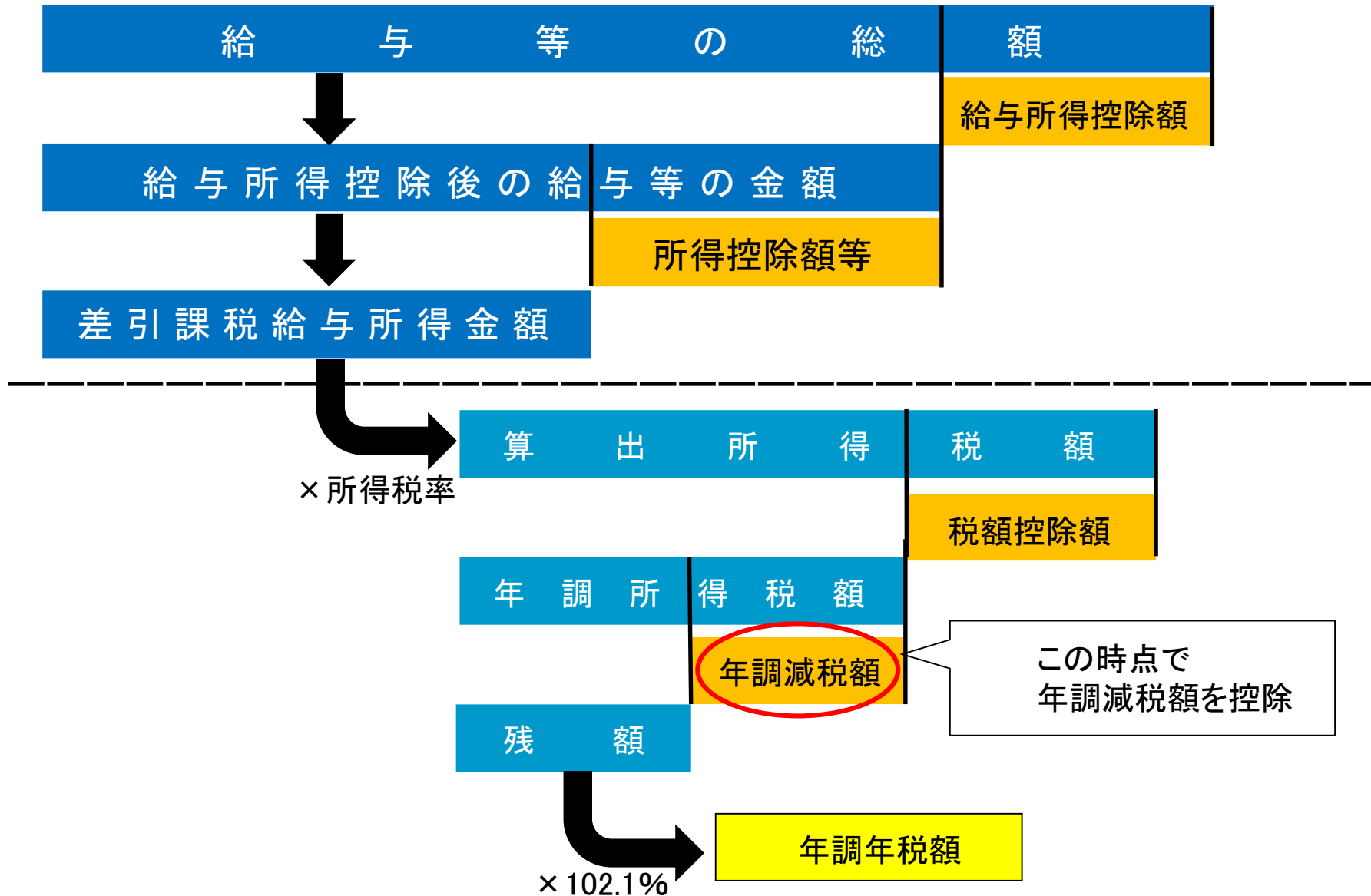
○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
			明 大 平		□	円
			明 大 平		□	円
			明 大 平		□	円

4 年調減税事務

◆ 年調減税額の控除



4 年調減税事務

◆ 源泉徴収票への記載

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に以下の内容を記載する。

① 源泉徴収時所得税減税控除済額

・・・実際に控除した年調減税額

② 控除外額

・・・年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額

③ 非控除対象配偶者減税有

・・・合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」といいます。)分を年調減税額の計算に含めた場合

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号) (個人番号) 1122233445566	(役職名) 氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎		
種別 給料	支払金額 円 7 770 000	給与所得控除後の金額 (調整控除後) 円 5 893 000	所得控除の額の合計額 円 2 881 300	源泉徴収税額 円 44 500
(源泉)控除対象配偶者の有無等 有 無 有 無	配偶者(特別)控除の額 円 380 000	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 特 定 者 人 其 他 者 人	障害者の数 (本人を除く。) 特 別 人 其 他 人	16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。) 特 別 人 其 他 人
社会保険料等の金額 円 1221	生命保険料の控除額 円 300	地震保険料の控除額 円 120 000	住宅借入金等特別控除の額 円 50 000	円 40 000
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円				

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号) (個人番号) 1122233445566	(役職名) 氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎		
種別 給料	支払金額 円 14 400 000	給与所得控除後の金額 (調整控除後) 円 12 300 000	所得控除の額の合計額 円 2 849 930	源泉徴収税額 円 1 283 900
(源泉)控除対象配偶者の有無等 有 無 有 無	配偶者(特別)控除の額 円 1	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 特 定 者 人 其 他 者 人	障害者の数 (本人を除く。) 特 別 人 其 他 人	16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。) 特 別 人 其 他 人
社会保険料等の金額 円 1569	生命保険料の控除額 円 930	地震保険料の控除額 円 120 000	住宅借入金等特別控除の額 円 50 000	円 205 000
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有				

4 年調減税事務

非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号)										
		(個人番号) 112233445566										
		(役職名)										
氏名		(フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎										
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
給料	内	千	円	千	千	円	千	千	円	内	千	円
	14	400	000	12	300	000	3	599	930	1	061	800
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有 従有	老人	千	円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人	人	人
				1				1	1	1		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
内	千	円	千	千	千	千	千	千	千	千	千	円
	1569	930	120	000	50	000	205	000				
(摘要)												
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 減税有 山川花子(同配)												

4 年調減税事務

④ 年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することになります。

4 年調減税事務

(参考)国税庁「令和6年度所得税の定額減税Q & A」より一部抜粋

▶ 令和7年以降に支給される給与等に係る定額減税

問 年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額から控除しますか。

A. 年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、源泉徴収票(給与支払報告書)に年調減税額の控除外額として記載し、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは控除しません。

▶ 所得制限を超える人の源泉徴収票の記載方法

問 令和6年分の給与の収入金額が2,000万円以下となりますが、給与以外の収入があり令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

A. 年末調整の対象となる給与所得者については、源泉徴収票への定額減税額等の記載が必要です。

なお、給与以外の収入があり令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える人は、定額減税の対象とはならないため、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円」と記載してください。

4 年調減税事務

▶ 外国人技能実習生の源泉徴収票の記載方法

問 居住者であり、扶養控除等申告書を提出している外国人技能実習生について、租税条約の届出書の提出があり源泉徴収税額が「0円」となる場合の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

A. 年末調整の対象となる給与所得者については、源泉徴収票への定額減税額等の記載が必要です。

居住者であり、扶養控除等申告書を提出している外国人技能実習生については定額減税の対象となるため、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額30,000円」と記載します。

▶ 同一生計配偶者や扶養親族となっている人の源泉徴収票の記載方法

問 同一生計配偶者や扶養親族となっている給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

また、ある月の給与について、源泉徴収税額があるため月次減税を行ったが、年末調整で合計所得金額が48万円以下となった給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

A. 同一生計配偶者や扶養親族となっている人については、令和6年分の合計所得金額が48万円以下となり、源泉徴収税額が発生しないため、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には「源泉徴収時所得税減税控除済額 0円」「控除外額 30,000円」と記載してください。

4 年調減税事務

▶ 源泉徴収票の「控除外額」と給付金

問 源泉徴収票の「控除外額」に記載された金額が給付金として支給されるのですか。

A. 源泉徴収票の「控除外額」は、所得税及び個人住民税の定額減税と併せて行われる各種給付措置の一つである「調整給付」(所得税から定額減税で引ききれないと見込まれる人への給付)のうち、令和7年に実施する不足額給付の額を算出する際に用います。

ただし、扶養親族に該当する場合や、令和6年夏以降に市区町村から定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額の支給がある場合などにおいて、「控除外額」に記載された金額と不足額給付の額は必ずしも一致するものではありません。

→ 調整給付額 = ① + ② (一万円単位で「切り上げて」算出)

(例) 減税対象人数2人の場合、① + ②が
 ・ 0円超1万円以下の場合 ⇒ 1万円
 ・ 1万円超2万円以下の場合 ⇒ 2万円
 ・ 7万円超8万円以下の場合 ⇒ 8万円

調整給付額の計算方法

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額を用いて、令和6年分所得税額とみなす。

(1) 「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
3万円 × (本人 + 扶養親族数)

令和6年分推計所得税額 (減税前)
= 令和5年分所得税額 (実績)

= ① 所得税分控除不足額

① < 0 の場合は 0

(2) 「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
1万円 × (本人 + 扶養親族数)

令和6年度分個人住民税額 (減税前)

= ② 個人住民税分控除不足額

② < 0 の場合は 0

【出典：内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」より】

アネーラグループ・アネーラ税理士法人の概要

アネーラ税理士法人は、一人ひとりの豊富な経験とネットワークにより、より専門的なサービスを提供しています。
お客様の様々な課題に前向きにそして柔軟に取り組みます。税理士や公認会計士が多数所属しており、会計面、税務面、財務面からの多面的な検討を行なうことができる強みを有しています。

アネーラ税理士法人

福岡事務所 **天神事務所** **東京事務所** **横浜事務所** **佐賀事務所** **北九州事務所**

●主なサービス●

法人・個人税務訪問 事業承継M&A支援 相続対策・相続税申告 企業再生支援 医業経営支援 株価算定・企業価値算定 バックヤード改善・クラウド会計導入支援
給与計算・振込手続支援 公益法人・社会福祉法人支援 セカンドオピニオン 組織再編支援 原価計算制度構築支援 記帳代行サービス 海外事業展開支援 監査業務(藤本公認会計士事務所)

アネーラグループ (提携企業を含む)

社会保険労務士法人アドバンス

社会保険等の手続き

九州有限監査法人

監査、IPO支援等

九州M&Aサポート株式会社

M&A仲介、ファイナンシャルアドバイザー、
事業承継支援等

エスペランサコンサルティング株式会社

生損保を利用したリスク管理、節税対策業務等

藤本公認会計士事務所

監査、デューデリジェンス等

人員：総勢130名余の専門家グループ/税理士30名(有資格者含む)、公認会計士10名 ※R5年3月1日現在

社員：藤本周二(代表社員 公認会計士・税理士) 笠井良一(代表社員 税理士) 黒田伸文(税理士) 岡本利和(公認会計士・税理士)
河村正一(税理士) 武藤淳(公認会計士・税理士) 恒吉謙次(税理士)

■アネーラ税理士法人 拠点

- | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------|
| □福岡事務所 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡11階(東オフィス) | TEL:092-741-6316/FAX:092-741-6326 |
| □天神事務所 福岡市中央区天神4丁目4番11号 天神ショッピング福岡8階 | TEL:092-771-4421 |
| □東京事務所 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル2階263区 | TEL:03-6661-2185/FAX:03-6661-2186 |
| □横浜事務所 神奈川県横浜市西区南幸2丁目18番8号西澤ビル3階 | TEL:045-328-1516/FAX:045-328-1517 |
| □佐賀事務所 佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル5階 | TEL:0952-37-3984/FAX:0952-37-3985 |
| □北九州ひびきの事務所 北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | TEL:093-616-8218/FAX:093-616-8235 |



HP QRコード
<https://anera.or.jp>

■アネーラグループ (提携企業を含む) 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡11階 (東オフィス)

- | | |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| □社会保険労務士法人アドバンス TEL:092-713-6064/FAX:092-713-6074 | □九州有限責任監査法人 TEL:092-406-2520/FAX:092-741-6326 |
| □九州M&Aサポート株式会社 TEL:092-737-4641/FAX:092-741-6326 | □藤本公認会計士事務所 TEL:092-741-6316 |
| □エスペランサコンサルティング株式会社 TEL:092-741-6316 | |

アネーラグループとしてできる事



公式HP
https://anera.or.jp



公式LINE
アネーラ通信

法人・個人顧問
(税理士業務)

事業承継対策
株価対策
(税理士業務)

経理代行
給与計算業務

財務デューデリジェンス
税務デューデリジェンス

クラウド会計導入コンサル

経理コンサル
業務フロー見直し

会計監査業務

学校法人 社会福祉法人 その他
(九州有限責任監査法人)

内部管理体制の構築

デジタイゼーションと構築含む

会社のデジタイゼーション

ユニゾンシステムズと提携により会社に貢献
RPA導入支援

保険

クロス福岡支店

事業計画作成支援

社会保険等の手続き
社会保険労務士法人アドバンス
(提携企業)

人事考課制度
作成アドバイス

助成金

事業再構築補助金

M&Aアドバイザリー
(九州M&Aサポート株式会社)

グレートサイン代理店
(ハンコなしの契約)

電子帳簿保存コンサル

HP作成

コスト削減コンサル

2023/7月現在

A new era

アネーラ税理士法人

【福岡事務所】

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡11階
TEL: 092-741-6316 FAX: 092-741-6326

【横浜事務所】

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2丁目18番8号 西澤ビル3階
TEL: 045-328-1516 FAX: 045-328-1517

【東京事務所】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル2階263区
TEL: 03-6661-2185 FAX: 03-6661-2186

【佐賀事務所】

〒840-0816 佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル5階
TEL: 0952-37-3984 FAX: 0952-37-3985



アネーラ税理士法人と、
一緒に繋がりませんか??



簡単に繋がれます。

もちろん無料

※セミナーの最後に、アンケート画面に切り替わります。
アンケートのご協力をお願いいたします。

※アンケートは匿名の回答となります。

ご清聴ありがとうございました。

この度はご多忙の中、セミナーにご参加いただき誠にありがとうございました。

セミナーの内容につきまして行き届かない点もあったかと存じますが、僅かなりともお役に立ちましたら幸いです。

弊社では、今後もWEBセミナーを開催していく予定です。今回のセミナーで頂いたメールアドレス宛に毎月配信のメルマガ等をお送りさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご登録は
LINEから!



LINEのツール“すまっぼん!”から
アネーラ税理士法人のクラウドサービス (MyKomon) と繋がれます!
いつでも、どこからでもアネーラ税理士法人と繋がれます。
※My Komonは顧問先限定となります。